

富士市シティプロモーション大使「さもにゃん」のデザイン使用に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、富士市シティプロモーション大使「さもにゃん」(以下、「さもにゃん」という。)のデザインを使用する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(使用者)

第2条 「さもにゃん」のデザインを使用することができる者は、富士市のシティプロモーション事業の趣旨に賛同する者(法人及び団体等を含む)とする(以下、「使用者」という。)

(使用の申請及び承認)

第3条 使用者は、原則として、ふじデータライブラリー等を通じて富士市(以下、「市」という)に申請を行い、その承認を受けなければならない。

2 市は前項の申請を受理したときは、その適否を審査し、申請者に承認・否認を通知する。

(使用の条件)

第4条 市は、前条の申請を受理したときは、「ふじデータライブラリー」における利用のルール及び次項の基準に従い、その内容を審査するものとする。

2 デザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市はこれを許可しない。

- (1) 富士市及び「さもにゃん」のイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 「さもにゃん」の使用により誤認や混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (3) 立体物でその表現が「さもにゃん」と認められないとき。
- (4) 「さもにゃん」以外のキャラクターと誤認されるおそれがあるとき。

(使用料について)

第5条 市が保有する「さもにゃん」のデザインに係る使用料は原則無料とする。

(営利目的で使用する場合の申請及び承認)

第6条 「さもにゃん」のデザインを営利目的で使用する者は、ふじデータライブラリー等を通じて申請するとともに、富士市シティプロモーション大使「さもにゃん」デザイン営利目的使用申請書(様式第1号)を市に提出しなければならない。

2 市は営利目的の使用を許可することを決定したときは、富士市シティプロモーション大使「さもにゃん」デザイン営利目的使用決定通知兼許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

3 「さもにゃん」デザインを使用した製品の販売価格等を決める際は、市と協議の上、決めることとする。

(営利目的で使用する場合の使用状況の報告について)

第7条 富士市シティプロモーション大使「さもにゃん」デザイン営利目的使用決定通知兼許可書(様式第2号)の交付を受けた者は、富士市シティプロモーション大使「さもにゃん」使用状況報告書(様式第3号)により使用状況を市に報告するものとする。

(使用許可の取消)

第8条 市は、「さもにゃん」デザインの使用が次の事項に反していると判断する場合は使用許可を取り消すことができる。また、使用者は、「さもにゃん」デザインの使用取消等について異議申し立てを行うことができないものとする。

- (1) 第4条第2項に該当していると認められるとき。
- (2) 「さもにゃん」のデータを活用して作成した製作物を商標登録したとき。
- (3) 「さもにゃん」のデータ等を第三者への譲渡または再配布したとき。
- (4) 「さもにゃん」のデータを二次加工したとき。
- (5) 「さもにゃん」のデータを富士市の許可を得ることなく富士市以外から入手したとき。
- (6) 「さもにゃん」のデータを営利目的で使用する場合において、富士市シティプロモーション大使「さもにゃん」使用状況報告書(様式第3号)による報告を怠ったとき。
- (7) その他市が不相当と認めたとき。

(事故、苦情等の処理)

第9条 「さもにゃん」デザインを使用して作成した製作物の利用に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第10条 この基準に定めるもののほか、「さもにゃん」デザインの使用に関し必要な事項については、市と協議の上、決定する。

附則 この基準は令和8年6月1日から施行する。